

## 標準処理期間

法	条項号	申請の種類（規模）	処理期間
宅地造成等規制法	8-1	宅地造成工事の許可（2,000㎡未満）	15日
	〃	〃（10,000㎡未満）	30日
	〃	〃（100,000㎡未満）	50日
	〃	〃（100,000㎡以上）	70日
	12-1	宅地造成工事の変更許可（2,000㎡未満）	10日
	〃	〃（10,000㎡未満）	20日
	〃	〃（100,000㎡未満）	35日
	〃	〃（100,000㎡以上）	50日
都市計画法	29	開発行為の許可（2,000㎡未満）	25日
	〃	〃（10,000㎡未満）	40日
	〃	〃（100,000㎡未満）	60日
	〃	〃（100,000㎡以上）	80日
	35の2-1	開発行為の変更許可（2,000㎡未満）	15日
	〃	〃（10,000㎡未満）	25日
	〃	〃（100,000㎡未満）	35日
	〃	〃（100,000㎡以上）	45日
	37	開発許可を受けた土地の建築制限等（全て）	15日
	42-1	予定建築物以外の建築許可（全て）	15日
	43-1	開発許可を受けた土地以外の建築許可（全て）	15日
	45	地位承継承認（全て）	15日

- 備考 1 処理期間については、書類審査及び決裁の期間の目安です。
- 2 宅地造成工事の許可と開発行為の許可又は開発行為の変更の許可の併願の場合は、長い方の期間となります。
- 3 他の法令の許可等が必要な場合は、担当部署と協議の上、同時期に許可しますので標準の期間より期間を要する期間があります。
- 4 期間に祝祭日及び休日は含まれません。
- 5 50ha以上の宅地造成工事の許可と開発行為の許可については、国土交通省との協議が必要となり、標準の期間より期間を要する場合があります。